

提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方
 <保険会社向けの総合的な監督指針>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	Ⅱ－3－11 (3) ①ウ. および③	<p>改正後の監督指針内容に照らし、社内態勢の整備が必要であると判断する場合は、速やかに態勢整備に着手する必要があると認識している。</p> <p>一方で、募集資料等の改訂を伴う場合、印刷物の変更やシステム変更を伴うため、実施に際しては、印刷物廃棄コスト等を勘案し、現行の記載内容や商品改定等のタイミング等を踏まえながら、可能な限り早期に対応するという理解でよいか。</p>	<p>基本的には、貴見のとおりです。</p> <p>ただし、募集資料等について、契約者等に明らかに誤解を与える表示となっている場合には、ただちに使用を中止するなど、適切に対応する必要があります。</p>
2	Ⅱ－3－11 (3) ①ウ.	<p>今回の改正趣旨は、(3) ①の柱書の記載を踏まえると、先進医療による治療を給付事由とする保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、先進医療に医療行為等の制限条件があるにもかかわらず、当該条件を表示しないことにより、契約者等に対して、当該保険商品の保障内容が実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えることを防止することであるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、保険商品の保障内容に一定の制限条件がある場合には、当該条件が表示されていないことのみならず、著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている又は参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により、契約者等に誤解を与える表示とならないよう、従前の監督指針に規定している内容についても留意する必要があります。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
3	Ⅱ－3－11 (3) ①ウ.	<p>先進医療による治療を給付事由とする保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、制限条件があるにもかかわらず、当該条件を表示しないことにより、契約者等に対して、当該保険商品の保障内容が実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えることを防止するという趣旨を踏まえ、優良性を示す際に必ずしも全ての制限条件を表示しなければならないということではなく、契約者等に対して誤解を与えないように各社が適切に判断すれば良いことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおり、契約者等に誤解を与える恐れがないかどうかについて、今般の改正の趣旨に則り、各社が適切に判断する必要があります。</p>
4	Ⅱ－3－11 (3) ③イ.	<p>「十分な視認性」とは、表示すべき重要な事項のすべてを判読するために必要な表示時間が確保され、また、他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩が不当に目立ちにくい表示となっていないこと等と認識しているが、その認識の下、契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのないように各社が適切に判断すれば良いことを確認したい。</p>	
5	Ⅱ－3－11 (3) ③イ.	<p>「重要な事項」とは、一部のみを表示あるいは強調することにより、契約者等に誤った事実認識をさせないために表示すべき事項と認識しており、その認識の下、各社が適切に判断すれば良いことを確認したい。</p>	